

## 審査の結果の要旨

氏名 飯田 直彦

本論文は、全国の市区町村が策定した市町村都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2による市区町村の都市計画の基本方針、以下、都市マス、という)を対象に、その内容の詳細な比較分析を行った上で、都市マスに期待される機能と実態、限界と課題を、都市マス策定後に市区町村が講じた行動をも視野に入れて、明らかにしたものである。

第1章では、都市マス制度創設前後の通達や、国会での議論、当時の記事・論文等を整理分析し、当時、都市マスに期待された機能は、当該都市の将来像を明示する目標設定機能、市町村主導の都市計画決定(変更)を促進する機能、都市計画策定・運用過程に十分な市民参加の機会を確保する機能、の3つの機能であったことなどを明らかにしている。

第2章では、収集した都市マスを対象に、その描くところの将来像を比較分析している。都市マスの策定対象区域は、都市計画区域である場合と市区町村の行政区域全域である場合に大別され、目標年次は概ね20年後とするものが多いが、都市マス本論には当初10年間といった中間年次までの施策のみを示したものもあること。人口減少が予測される市町村でも、将来人口の減少にしたがい将来市街地規模を縮小するような計画は見られず、交流人口の増加や定住人口の確保などを図るため、都市機能の一層の拡充や再配置を図ろうとする都市マスも存在すること。などを明らかにしている。

第3章では、都市マスに記載された計画実現手法を分析し、以下の諸点を指摘している。都市計画区域が市域全体をカバーしていない都市では、その拡大を掲げる都市マスが少なくないこと。区域区分に関しては、計画的な市街地整備を条件に拡大する方針とする都市マスがある一方で、インフラの経営不安等をその理由として拡大の抑制を掲げるもの、未線引都市計画区域では区域区分の導入を目指すもの、市街化調整区域内を走る幹線道路沿道の土地利用をどう秩序づけるかに言及する都市マスも少なくないこと。特別用途地区に関しては、従来からの地場伝統的な工業と住宅との共生を目的とするのではなく、新たな産業の誘致育成を図ろうとするもの、高度地区に関しては、都市の密度構成、ボリューム量、眺望といった都市スケールでの高さのコントロールを導入しようとするもの、地区スケールでの視点から相隣環境を保護し街並み・家並みを整えようとするものが見られ、特定用途制限地域は、集落環境の保全、IC周辺での当面の間の土地利用制御、幹線道路沿線の土地利用秩序などのために導入されている。もちろん地区計画制度の活用は一般に多く掲げられている方針である。法定都市計画によらない計画ツールとしては、課題地区や市民参加促進地区、土地利用検討ゾーンや基盤整備検討ゾーンなど、より具体的に対策を検討すべき地区の明示、まちづくり条例と地区まちづくり計画の導入および活用を記述し

たものが多い。

第4章では、都市マス策定後の進行管理について分析し、以下の諸点を指摘している。(1)半数近くの都市マスは、策定後の社会経済状況に変化があることを考慮して、時期をみて見直しをする、と述べているが、その見直しにあたっての点検作業については、都市マスに記載された事項を進行管理するタイプと、進行管理とあわせ目標管理を市民協働で実施しようとするタイプの2種類が存在すること。(2)市区町村では都市マス策定事業とほぼ同時期に行政評価制度が導入され、都市マスに関係する様々な事務事業が評価されたが、これらの評価は事務事業の効果的及び効率的な執行といった観点からの評価であり、都市マスで述べた将来像の妥当性やその実現手法の実現可能性を評価するものではないこと。ただし、都市マスの中には将来像やその実現手法を評価する指標をいくつか提示するものがみられるようになったこと。

第5章では、都市マスに期待された3つの機能（目標設定機能、手段導入機能及び市民参加促進効果）が実際に策定された都市マスにおいて、どのような水準のものであったかをいくつかの事例について分析し、総じて、目標設定機能と手段機能とは即地詳細化し、市民参加促進効果は公民協働機能に転換しつつあることを指摘し、その上で、公民協働事業の配置や企画が重要性を持つような都市の都市マスにおいては、上記3機能だけでなく、第4の機能、つまり（各種の地区レベルの公民協働事業の配置企画や、それらをサポートする公共施設等の整備プログラムに関する）全体総合調整機能が必要であることを論じている。

結論部の第6章では、前章までを総括した上で、以下の点を提案している。地域別構想にあっては、都市マス策定後の第2段階で、より詳細で具体的な公民協働プログラムに転換させること。全体構想にあっては、市町村合併や、区域マスの導入など、新たな状況に対応させる必要があり、そのため、まずは区域マスの策定対象区域を都市計画区域単位ではなく県土をいくつかの圏域にわけた圏域マスとした上で、圏域内の複数市区町村の都市計画に関する総合調整機能を発揮させること。一方、市区町村の都市マスは策定対象区域を行政区全体とし、県決定の事項も含め全ての法定都市計画事項や「まちづくり条例」「景観条例」など全ての計画実現手段に関する運用方針を記載するといった、市区町村行政区内の都市計画関連事項に関する総合調整機能を発揮させること。

以上のように、本論文は、大量の都市計画文書を詳細に比較分析しただけでなく、典型的かつ重要な事例については、計画の運用実態調査や土地利用変容実態調査等を踏まえた、その効果の評価を行っており、今後の日本の都市計画の策定・運用の技術の向上に大いに資する新規で有用な知見を示したものである。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。